第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月三十一日

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | エ）ファイナンス・リースの会計処理が損益に与える影響額　△ 1,813,643<br>オ）資産除去債務の会計処理が損益に与える影響額　△ 14,084,938<br>カ）民事法律扶助立替金への運営費交付金投入額（純額）　5,469,762,218<br>キ）償却性固定資産への運営費交付金投入額　126,720,177<br>③運営費交付金の振替額の積算根拠<br>運営費交付金収益＝ア）－イ）－ウ）＋エ）＋オ）＝　5,358,677,342<br>資産見返運営費交付金＝カ）＋キ）＝　5,596,482,395 |
| 合　　計 | | 10,955,159,737 | |

⑶　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

| 交付年度 | 運営費交付金債務残高 | | 残高の発生理由及び収益化等の計画 |
|---|---|---|---|
| 24　年　度 | 業務達成基準を採用した業務に係る分 | 0 | （業務達成基準を採用した業務はありません） |
| | 期間進行基準を採用した業務に係る分 | 0 | （期間進行基準を採用した業務はありません） |
| | 費用進行基準を採用した業務に係る分 | 5,191,473,263 | ○費用進行基準を採用した業務は、一般勘定の全ての業務であります。<br>○運営費交付金債務残高の発生理由は、民事法律扶助の代理援助実績が少なかったこと及び資金の効率的な運用と経費の削減が行われたためであります。<br>（注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとしております。）<br>○翌事業年度に繰り越した運営費交付金債務残高については、翌事業年度において収益化等する予定であります。 |
| | 計 | 5,191,473,263 | |

10　役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

| 区　分 | 報酬又は給与 | | 退職手当 | |
|---|---|---|---|---|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役　員 | (18,060)<br>29,751 | (5)<br>2 | (—)<br>— | (—)<br>— |
| 職　員 | (1,319,820)<br>4,760,462 | (980)<br>928 | (—)<br>97,684 | (—)<br>82 |
| 合　計 | (1,337,880)<br>4,790,213 | (985)<br>930 | (—)<br>97,684 | (—)<br>82 |

①　役員に対する報酬等の支給基準の概要

役員に対する報酬及び退職手当については日本司法支援センター役員報酬規程（平成24年規程第16号）及び日本司法支援センター役員退職手当規程（平成18年規程第３号）に基づき支給しております。

②　職員に対する給与等の支給基準の概要

職員に対する給与及び退職手当については日本司法支援センター職員給与規程（平成23年規程第10号）及び日本司法支援センター職員退職手当規程（平成22年規程第37号）に基づき支給しております。

③　支給人員数は年間平均支給人員数を記載しております。

④　非常勤の役員及び職員は、外数として括弧書きしております。

⑤　損益計算書の人件費には人材派遣費24,147,968円を含まないため、中期計画に定める予算上の人件費とは異なっております。

11　上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

⑴　現金及び預金の明細

（単位：円）

| 内　訳 | 金　額 |
|---|---|
| 現　金 | 14,173,789 |
| 普通預金 | 11,355,310,071 |
| 定期預金 | 100,000,000 |
| 計 | 11,469,483,860 |